



## 教育資料 クラブ運営 7. クラブ会則改正の手順

### 会 則

- 会則は、私たち ITC-J の組織をよりよく運営するために、私たち会員が多数決で採択した最高の権威となる規則です。
- ITC-J・カウンスル・クラブの各レベルはそれぞれ、必須条項を含んだ、上のレベルの会則と矛盾しない会則をもっています。そして、それらは全て私たちの会則です。
- 会則は重要な規則なので、停止したり無視したりすることはできません。必ず守らなければならないものです。一方、細則は手続きを踏んだ上で、その会合の間一時停止できます。
- このような会則も使っているうちに不都合なことが出てきたり、現実にならなくなったりすることがあります。それに備えて会則には、必ず会則修正のための条項が入っています。
- 会則を変更（修正）するには事前の通告と、採択には 2/3 の賛成票が必要です。
- 会則を会員の要求にあわせて変えるには 2 つの方法があります。

### 2 つ の 方 法

1. <会則の修正> 会則の中の、ある特定部分を変更する方法。
2. <会則の改正> 現行会則を、新しい完全なワンセット、1冊の会則に置き換える方法。

### 注 意 点

1. <会則の改正>は1冊新しくなるので、ある意味では便利な方法ですが、注意が必要です。
  - ・改正は<会則の修正>のように“ある特定部分を変更する”ではありません。ワンセットの全部、つまり1冊のどの部分でも変更できるのです。
  - ・ただし、必須条項の削除、上部レベル会則と矛盾する修正はできません。
  - ・改正後「ある部分が、気がつかないうちに変わっていた。」ということにならないように充分注意する必要があります。
2. 改正の手続きは、役員会や委員会が勝手に始めることはできません。  
まず、**会員が会則を改正することを認可します。**

### 3 つ の 手 続 き

#### 1. 会員の認可を得る⇒決議案

- ・「会則を改正する」旨の決議案を提出し、改正することを会員に諮り、認可を得ます。
- ・決議案が採択されると、会則改正に向けてゴーサインが出たこととなります。
- ・改正についての任務を担当する委員会をこの段階で決定します。

#### 委員会の決定方法

- ・ 決議案の中に記述して諮る
- ・ 選出する
- ・ 議長が指名する／会長が役員会の承認を得て任命する

2. 改正についての準備をする⇒会則・決議委員会／会則改正特別委員会
3. 審議し採択する⇒採択された改正会則は新会則となり、現行会則と置き換えられて、現行会則は廃棄されます。

## 準備

1. 委員会はまず、改正案の“草案”（叩き台）を作ります。
  - ①できるだけ多くの会員の意見を取り入れ採択されやすい案を作るため、会員に意見を求めます。

「『現行クラブ会則』をよく読み返し、『サンプルクラブ会則』も参照して、修正したほうがよいと考える箇所や、意見などを委員会に寄せてほしい。」
  - ②最新の『サンプルクラブ会則』と、『現行クラブ会則』を照合し、全ての条項について検討し、会員から寄せられた意見をも考え合わせて“草案”を作ります。
  - ③ITC-Jおよびカウンスル会則に矛盾せず、必須条項を含んでいることを確認し、用語の整合をします。

こうして＜会則改正案＞“草案”の全文を作りますが、これはまだ叩き台の段階です。
  - ④この“草案”を、役員会、議会法規役員はじめ、助力を得られる会員にも見てもらい、意見を求めます。

正確な、できるだけ多くの会員が受け入れやすいような改正案の作成に努めましょう。

## 2. 完成

1. の作業を経てよく練り上げた改正案の“草案”を、（全員出席の）委員会で充分検討したうえで承認します。

委員会の報告として会議に提出する＜会則改正案＞の完成です。

## 事前通告

- ・＜会則改正案＞を、審議を行う例会の、前回例会までに会員に配布します。
- ・会員はそれをよく読んで審議に備えます。
- ・不明な箇所は委員会に問い合わせましょう。

## 審議

1. 委員会が＜会則改正案＞と、必要ならばそれに添付する発効期日7. についての動議／但し書きを提出して採択の提案をし、議長が取り上げます。（8ステップ）
2. 議長は「改正案を逐次審議し、一括して表決する」ことを述べます。
3. クラブが、特別の討議の規則を定めていなければ、作成して採択します。
4. 議長は逐次審議（討議と修正）をしますが、その折には条項ごとの表決は行いません。
5. 逐次審議によって各条項についての修正が済んだあと、改正案の全体を審議します。

議長は全体について修正（変更）を尋ね、[修正案]が出れば審議し表決を採ります。  
修正が済むと、
6. ＜会則改正案＞1冊全体の一括表決を行います。採択には2/3の賛成票が必要です。
7. 審議し、採択された一冊の会則は、発効期日に関する特別の指定（取り決め）がなければ、直ちに効力を発し、私たちの新しい会則となり、今までの会則は廃棄されます。

- ・クラブ会則とカウンスル会則には、発効期日に関する特別の指定はありません。
- ・「発効は次年度の8月1日とする」などの動議や但し書きを採択することもできます。
- ・ITC-J会則は「修正条項」の中で次のように定めています。  
「採択されたすべての修正あるいは改正は、指定のない限り大会後の8月1日に有効となる。」

■審議の折に現行会則そのものは検討しません。したがって改正案を完全に否決することによって、現行会則をそのままにしておくことができるのに対して、変更した部分を維持するために現行会則に手を加えることはできません。

~~~~~

## 決議案の作り方

決議案⇒ふつう前文と決議文からなっていて、動議が非常に重要であったり長かったりした場合に使われます。

形式⇒決議案は、決議する内容に「……………こと」を付け、下線を引いた「を決議する」という用語で終わります。

前文⇒決議案を提出する理由を述べます。

前文は、決議の内容の理解に不可欠でありながら、あまり知られていない情報を提供する場や、ある行動の理由を説明することが特に重要な場合に限るべきで、形を整えるためだけに前文を付ける必要はありません。

前文のどの箇条も「ので」で終わる1つの段落からなっています。

例⇒ 「ITC-J \_\_\_\_\_クラブ会則」はクラブ独自の修正と \_\_\_\_\_年に行われた「カウンスル会則」の改正やその他の自動修正によって書き込みが多く煩雑になっているので、及び、  
会員のあいだに会則の改正を期待する声があるので、 ←以上が前文  
\_\_\_\_\_クラブは \_\_\_\_\_月例会で会則の改正を行うこと、を決議し、  
会則の改正に必要な任務を担当するための3名の委員からなる特別委員会を、会長が役員会の承認を得て任命すること、を決議する。 ←以上が決議文

審議⇒決議文を先に修正（審議）し、前文は最後に修正します。

決議文の変更で、前文の変更が必要になることがあるからです。

決議文と前文の修正ののち、決議案全文を表決に付します。

■感謝の意を表明する「儀礼的決議」もあります。

ITC-J大会の閉会前に、会則・決議委員会が会議に提出します。通常、会議の求めに応じて会場や宿泊施設を準備し、また会議を裏方として支えた施設の担当者たちに対して、会議が感謝の意を表明するものです。

## 逐次審議

1. 条項ごとに委員長／（委員／書記）が読み上げます。
2. 議長は、読み上げられた条項について、修正したい箇所があるか、尋ねます。
  - ・ [修正案] が出れば、審議（討議、修正）し、修正についてのみ採決を行います。

- ・ [修正案]の採択には、過半数の賛成が必要です。
  - ・ ここでは条項の表決は行いません。それは次の条項を修正するときに、前の条項を修正する必要があるかも分らず、もし、前の条項がすでに採択されていたら、前の条項の表決を再審議せずに次の条項の修正をすることはできないからです。
3. 1～2を繰り返し、最後の条項まで逐次に審議します。すべての部分の審議が終わると、
  4. 改正案全体についての修正を求め、処理し、次に一度の表決で改正案全体について決定します。

## 討議の規則 — ITC-J『大会規則』の例

- 審議の折に、基本的には十分な時間をとって討議を尽くすのが望ましいのですが、それでは時間が長引くことがあるので、ITC-J 年次大会の議事規則では通常次のように認められています。  
「発言者の持ち時間は2分に制限する。一審議10分とする。発言を求める会員全員が発言の機会をもつまでは、誰も二度目の発言をすることはできない。」
- それでも長すぎて時間が足りないと思われる場合には、特別の規則を採択して、討議の時間を制限することができます。  
例えば、一人の発言時間は1分30秒、1件の討議時間は5分とする、などです。
- 議事規則の採択には 2/3 の賛成が必要ですが、明らかに反対がないと思われるときには、全会一致 (=総意) 「…もし反対がなければ…」 を使うことによって、採決の正式な手続きを省くことができます。  
・ もし反対や修正があれば、正式に動議として取り上げ、審議します。
- この特別の規則は修正することができます。

## 審議の進め方の例

言葉、言いまわし等の一例です。他にもさまざまな進め方があります。

委員会による改正案提出 (略) のあと

議 長 \*ただ今から ITC-J クラブ会則改正案の審議を行います。

\* 審議は、逐次審議とし、一括して表決に付します。

\* 次に討議の規則について、反対がなければ、《1人の発言時間は1分30秒、1件の討議時間は5分とする。発言希望者全員が発言するまで二度目の発言はできない》といたします………反対がないか。間をおく………。 ・ 全会一致

\* 反対はありませんので、討議の規則として、《……》が採択されたものといたします。

\* それでは、逐次審議に入ります。委員長、条項ごとに読み上げてください。

委員長 \*……………。

議 長 \*読み上げられた条項に修正はありますか。ありませんので、次を読んでください。

委員長 \*……………。

議 長 \*この条項に、ご意見はありますか。

### 8ステップ

会 員 \*マダム・プレジデント ……………① 呼びかけ

議 長 \*どうぞ ……………② 発言承認

会 員 \* [修正案] を提出します。

「□□と××の間に、○○○を挿入する」というものです。……………③ 動議提出

他会員 \* セCOND。…………… ④ セCOND

議 長 \* 「……………」という修正案が提出されセCONDされました。……………⑤ 取上宣言

議 長 \* 討議に入ってよろしいですか／ご意見は …………… ⑥ 討 議

議 長 \* ……他にご意見はないようですので [修正案] の採決を行ってよろしいですか。

／5分経ちました。[修正案] について採決いたします。

「……………」という [修正案] に、賛成の方は挙手をしてください。

反対の方は挙手をしてください。……………⑦表決に付す

議 長 \* 「……………」旨の [修正案] は、過半数の賛成で可決しました。

□□と××の間に○○○が挿入され、□□○○○××となりました。…⑧ 発 表

・表決は [修正案] についてのみで、修正された条項についての表決は採らない。

議 長 \* 他に修正はありませんか。それでは委員長、次の条項をどうぞ。

委員長 \* ……………。

議 長 \* 修正はありませんか。……………。

・全条項についての審議が終わると

議 長 \* 各条項についての修正が済みしましたので、全体の審議に入ります。

\* 修正案全体について修正は？ どの条項についてでも結構です……………。

無いようですので、

\* それでは修正案を一括して表決に付します。(修正された) <会則修正案>の採択に、

▷賛成の方、挙手をしてください……………。 反対の方、挙手を……………。

▷賛成の方、ご起立ください。ご着席……………。 反対の方、ご起立……………。

\* 賛成\_\_票。反対\_\_票。2/3の賛成がありますので、<会則修正案>は(修正された上で)採択されました。

\* クラブ会則には、「特別の指定」はありませんので、(一箇所修正され)採択された<会則修正案>は、直ちに効力を発し、「ITC-J\_\_クラブ会則」となりました。

\* 今までの会則は廃棄されます。

・必要なら発効時期に関する 動議／但し書き を採択します。

\* 動議／但し書き が採択されましたので、採択された会則は年 月 日から効力を発します。その時期までは現行会則が有効です。

## 新会則の作成

<会則修正案>が採択されると、委員会は(修正部分を変更した)新会則の全文を作成します。

修正によって生じる、番号・アルファベット・句読点などの変更は、事務的な変更として

委員会が責任を持ち、その変更と(それを含んだ)新会則を、役員会・議会法規役員と共に確認します。

・委員会はそれ以上(見出し・条・項等)の変更に対しては権限を委任されない。

会則の意味に何らかの影響があり得るので会議のみが行う。会議が委員会にその権限を委任する場合にはその旨の決議文を採択する。

■ 細則の改正も同様に行います。

## カウンスル会則の場合

- カウンスルレベルの<会則修正案><会則改正案>についてもクラブの場合と同じように審議します。  
派遣員はカウンスル会合での審議に備えます。
- <会則修正案><会則改正案>に対する所属クラブからの [修正案]が、審議の日までにカウンスルから、まとめてクラブに届くことがあります。  
これは、あくまでも非公式の扱いです。これらの<会則修正案><会則改正案> (=主要動議)に対するクラブからの [修正案] (=補足動議)は、正式には会合当日、審議(討議)が始まってからでなければ提出できないものなのです。  
それがクラブに前もって送られるのは、審議中(突然)の提出による派遣員やクラブ会員の戸惑いや混乱を避け、事前にクラブで検討できるようにとの、カウンスルの配慮によるものです。  
クラブでは <会則修正案><会則改正案> の審議とともに、会合当日討議中にこのような [修正案] が正式に提出されたらどう対応するか、検討し合意をしておきます。

## <会則修正案><会則改正案>と<それら>に対する [修正案] の違い

- <会則修正案><会則改正案>と、<それら>に対する [修正案] は、動議の種類が異なり、したがって扱い方も異なります。
- <会則修正案><会則改正案> = 付帯主要動議 2/3 の賛成  
    ^ この修正案は「会則そのもの」を修正
  - <それら> に対する [修正案] = 補足動議 過半数の賛成  
    ^ この修正案は<会則修正案><会則改正案>を修正
  - クラブ設立時に、初めて会則を採択するときには、過半数の賛成票が必要です。しかし、一旦採択された会則を変える<会則修正案><会則改正案>には、事前通告と 2/3 の賛成票が必須です。

参考：『ITC-J 議事法マニュアル第2章 p. 14~17』  
『クラブ会則改正の手順』(旧 日本リージョン教育資料)  
『会則』全レベル 『ロバート議事規則』